

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の懲戒の手続、効果等に関する条例

昭和53年3月2日条例第6号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

平成12年2月28日条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続、効果等に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続、効果等）

第2条 懲戒の手続、効果等については、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和30年矢巾町条例第15号）の定めるところによる。

（補則）

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。